

1 割負担

特別養護老人ホーム うずらはし 利用料金表

ユニット型介護福祉施設サービス費（Ⅰ）

＜平成30年4月1日現在＞

※ 下記料金は介護保険適用時の基本一日あたりの実費負担分です（ひと月30日で計算しています）。

※ 高額介護サービス費～利用者負担が著しく高額とならないように1割部分合計が、所得区分ごとの負担限度額を超えた場合、差額が還付されます（代行手続きが可能です）。

《第1段階利用者》

・ 市民税非課税世帯で、老齢福祉年金受給者

・ 生活保護受給者

(円)

区分	基本料金	個別機能	日常生活	看護体制Ⅰ	看護体制Ⅱ	夜勤体制	栄養マネ	食事代	居室代	1日小計	口腔加算/月	1か月合計
要介護1	636	12	46	4	8	21	14	300	820	1,861	30	55,860
要介護2	703	12	46	4	8	21	14	300	820	1,928	30	57,870
要介護3	776	12	46	4	8	21	14	300	820	2,001	30	60,060
要介護4	843	12	46	4	8	21	14	300	820	2,068	30	62,070
要介護5	910	12	46	4	8	21	14	300	820	2,135	30	64,080

※高額介護サービス費の負担限度額/15,000円

《第2段階利用者》

・ 市民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方

区分	基本料金	個別機能	日常生活	看護体制Ⅰ	看護体制Ⅱ	夜勤体制	栄養マネ	食事代	居室代	1日小計	口腔加算/月	1か月合計
要介護1	636	12	46	4	8	21	14	390	820	1,951	30	58,560
要介護2	703	12	46	4	8	21	14	390	820	2,018	30	60,570
要介護3	776	12	46	4	8	21	14	390	820	2,091	30	62,760
要介護4	843	12	46	4	8	21	14	390	820	2,158	30	64,770
要介護5	910	12	46	4	8	21	14	390	820	2,225	30	66,780

※高額介護サービス費の負担限度額/15,000円

《第3段階利用者》

・ 市民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方

区分	基本料金	個別機能	日常生活	看護体制Ⅰ	看護体制Ⅱ	夜勤体制	栄養マネ	食事代	居室代	1日小計	口腔加算/月	1か月合計
要介護1	636	12	46	4	8	21	14	650	1,310	2,701	30	81,060
要介護2	703	12	46	4	8	21	14	650	1,310	2,768	30	83,070
要介護3	776	12	46	4	8	21	14	650	1,310	2,841	30	85,260
要介護4	843	12	46	4	8	21	14	650	1,310	2,908	30	87,270
要介護5	910	12	46	4	8	21	14	650	1,310	2,975	30	89,280

※高額介護サービス費の負担限度額/24,600円

《基準費用額》

・ 市民税課税者

・ 市民税課税世帯で、本人は市民税非課税の方

区分	基本料金	個別機能	日常生活	看護体制Ⅰ	看護体制Ⅱ	夜勤体制	栄養マネ	食事代	居室代	1日小計	口腔加算/月	1か月合計
要介護1	636	12	46	4	8	21	14	1,380	1,970	4,091	30	122,760
要介護2	703	12	46	4	8	21	14	1,380	1,970	4,158	30	124,770
要介護3	776	12	46	4	8	21	14	1,380	1,970	4,231	30	126,960
要介護4	843	12	46	4	8	21	14	1,380	1,970	4,298	30	128,970
要介護5	910	12	46	4	8	21	14	1,380	1,970	4,365	30	130,980

※高額介護サービス費の負担限度額/37,200円

・ 市民税課税者（課税所得145万円以上で年収が520万（単身世帯で383万円）以上などの現役並み所得に相当する方）

※高額介護サービス費の負担限度額/44,400円

加算項目			
初期加算	30/日	低栄養リスク改善加算	300/月
外泊時加算	246/日	再入所時栄養連携加算	400/月
経口移行加算	28/日	褥瘡マネジメント加算	10/月
経口維持加算（Ⅰ）	400/月	看取り介護加算	
経口維持加算（Ⅱ）	100/月	・ 死亡日以前4日以上30日以下	144
療養食加算	6/回	・ 死亡日の前日・前々日	680
排泄支援加算	100/月	・ 死亡日	1,280

・ サービス内容により基本料金に加算されます。

《補足》
処遇改善加算Ⅲ＝
(基本料金＋すべての加算) × 0.033

《実費》

その他個人の嗜好によるもの

電気代（1ヵ月） 1,000円/月

2割負担

特別養護老人ホーム うずらはし 利用料金表

ユニット型介護福祉施設サービス費（Ⅰ）

＜平成30年4月1日現在＞

※ 下記料金は介護保険適用時の基本一日あたりの実費負担分です（ひと月30日で計算しています）。

※ 高額介護サービス費～利用者負担が著しく高額とならないように1割部分合計が、所得区分ごとの負担限度額を超えた場合、差額が還付されます（代行手続きが可能です）。

《第1段階利用者》

- ・市民税非課税世帯で、老齢福祉年金受給者
- ・生活保護受給者

(円)

区分	基本料金	個別機能	日常生活	看護体制Ⅰ	看護体制Ⅱ	夜勤体制	栄養マネ	食事代	居室代	1日小計	口腔加算/月	1か月合計
要介護1	1272	24	92	8	16	42	28	300	820	2,602	30	78,090
要介護2	1406	24	92	8	16	42	28	300	820	2,736	30	82,110
要介護3	1552	24	92	8	16	42	28	300	820	2,882	30	86,490
要介護4	1686	24	92	8	16	42	28	300	820	3,016	30	90,510
要介護5	1820	24	92	8	16	42	28	300	820	3,150	30	94,530

※高額介護サービス費の負担限度額/15,000円

《第2段階利用者》

- ・市民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方

区分	基本料金	個別機能	日常生活	看護体制Ⅰ	看護体制Ⅱ	夜勤体制	栄養マネ	食事代	居室代	1日小計	口腔加算/月	1か月合計
要介護1	1272	24	92	8	16	42	28	390	820	2,692	30	80,790
要介護2	1406	24	92	8	16	42	28	390	820	2,826	30	84,810
要介護3	1552	24	92	8	16	42	28	390	820	2,972	30	89,190
要介護4	1686	24	92	8	16	42	28	390	820	3,106	30	93,210
要介護5	1820	24	92	8	16	42	28	390	820	3,240	30	97,230

※高額介護サービス費の負担限度額/15,000円

《第3段階利用者》

- ・市民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方

区分	基本料金	個別機能	日常生活	看護体制Ⅰ	看護体制Ⅱ	夜勤体制	栄養マネ	食事代	居室代	1日小計	口腔加算/月	1か月合計
要介護1	1272	24	92	8	16	42	28	650	1,310	3,442	30	103,290
要介護2	1406	24	92	8	16	42	28	650	1,310	3,576	30	107,310
要介護3	1552	24	92	8	16	42	28	650	1,310	3,722	30	111,690
要介護4	1686	24	92	8	16	42	28	650	1,310	3,856	30	115,710
要介護5	1820	24	92	8	16	42	28	650	1,310	3,990	30	119,730

※高額介護サービス費の負担限度額/24,600円

《基準費用額》

- ・市民税課税者
- ・市民税課税世帯で、本人は市民税非課税の方

区分	基本料金	個別機能	日常生活	看護体制Ⅰ	看護体制Ⅱ	夜勤体制	栄養マネ	食事代	居室代	1日小計	口腔加算/月	1か月合計
要介護1	1272	24	92	8	16	42	28	1,380	1,970	4,832	30	144,990
要介護2	1406	24	92	8	16	42	28	1,380	1,970	4,966	30	149,010
要介護3	1552	24	92	8	16	42	28	1,380	1,970	5,112	30	153,390
要介護4	1686	24	92	8	16	42	28	1,380	1,970	5,246	30	157,410
要介護5	1820	24	92	8	16	42	28	1,380	1,970	5,380	30	161,430

※高額介護サービス費の負担限度額/37,200円

- ・市民税課税者（課税所得145万円以上で年収が520万（単身世帯で383万円）以上などの現役並み所得に相当する方）

※高額介護サービス費の負担限度額/44,400円

加算項目			
初期加算	60/日	低栄養リスク改善加算	600/月
外泊時加算	492/日	再入所時栄養連携加算	800/月
経口移行加算	56/日	褥瘡マネジメント加算	20/月
経口維持加算（Ⅰ）	800/月	看取り介護加算	
経口維持加算（Ⅱ）	200/月	・死亡日以前4日以上30日以下	288
療養食加算	12/回	・死亡日の前日・前々日	1,360
排泄支援加算	200/月	・死亡日	2,560

- ・サービス内容により基本料金に加算されます。

《補足》
処遇改善加算Ⅲ＝
(基本料金＋すべての加算) × 0.033

《実費》

その他個人の嗜好によるもの

電気代（1ヵ月分） 1,000円/月